

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

2 に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第 36 条第 3 項に基づき、森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第 33 条第 1 項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、秩父市が定める選定委員会が審査を行い、秩父市が「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林

(1) 経営管理権集積計画 R6 吉田久長

※面積は登記簿面積

経営管理権 集積計画 整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間
R6 吉田久長 -1	秩父市吉田久長 1487 外	吉田 40 林班 107-2 小班外	山林外	1.0186	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -2	秩父市吉田久長 1480 外	吉田 40 林班 100 小班	山林外	2.4851	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -3	秩父市吉田久長 1478-1 外	吉田 40 林班 101 小班外	畑	0.3657	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -4	秩父市吉田久長 1499 外	吉田 40 林班 11 小班	畑外	0.2386	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -5	秩父市吉田久長 1503-1 外	吉田 40 林班 112 小班外	山林	0.9221	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -6	秩父市吉田久長 1503-2	吉田 40 林班 111 小班	畑	0.1801	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -7	秩父市吉田久長 1504-1 外	吉田 40 林班 90 小班外	山林	1.7567	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -8	秩父市吉田久長 1507 外	吉田 38 林班 99 小班外	山林	0.4317	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -9	秩父市吉田久長 1509	吉田 38 林班 100 小班	山林	0.0925	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -10	秩父市吉田久長 1510	吉田 38 林班 95 小班外	山林	0.2564	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -11	秩父市吉田久長 1511 外	吉田 38 林班 96-1 小班外	山林	0.8570	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -12	秩父市吉田久長 1512 外	吉田 38 林班 91 小班外	山林	5.1256	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -13	秩父市吉田久長 1514 外	吉田 38 林班 94 小班外	山林	0.2908	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -14	秩父市吉田久長 1524 外	吉田 38 林班 70-1 小班外	山林	0.3823	2024.5.1～ 2034.3.31

経営管理権 集積計画 整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間
R6 吉田久長 -15	秩父市吉田久長 1525	吉田 38 林班 71-1 小班	山林	0.0555	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -16	秩父市吉田久長 1527 外	吉田 38 林班 73 小班外	山林	0.5043	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -17	秩父市吉田久長 1529 外	吉田 38 林班 65-1 小班外	山林	1.0469	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -18	秩父市吉田久長 1533	吉田 38 林班 59-1 小班	山林	1.5044	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -19	秩父市吉田久長 1535-1 外	吉田 38 林班 58 小班外	山林	0.3883	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -20	秩父市吉田久長 1536	吉田 38 林班 56-1 小班	山林	0.9760	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -21	秩父市吉田久長 1537 外	吉田 38 林班 53 小班	山林	0.3076	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -22	秩父市吉田久長 1538-1 外	吉田 38 林班 48-2 小班外	山林	1.4772	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -23	秩父市吉田久長 1497 外	吉田 40 林班 107-3 小班外	山林	0.9688	2024.5.1～ 2034.3.31
R6 吉田久長 -24	秩父市吉田久長 1528	吉田 38 林班 68 小班	山林	0.1322	2024.5.1～ 2034.3.31
計				21.7644	

3 スケジュール

募集に関する質問	<p>受付期間 令和6年11月5日（火）午前9時から 令和6年11月12日（火）午後3時まで</p> <p>提出先 秩父市農林部森づくり課（Tel0494-22-2369）</p> <p>※別紙質問書にて必要事項記載のうえ、メールまたはFAX上記まで提出してください。メール・FAX送信後、到着確認の連絡をお願いします。（Tel0494-22-2369）</p> <p>※期限までに質問書の提出が無い場合は、質問無しとみなします。</p>
質問に関する回答	令和6年11月15日（金）までにメールまたはFAXで全社へ連絡します。
企画提案書の提出期間	<p>令和6年11月18日（月）午前9時から</p> <p>令和6年11月28日（木）午後4時まで</p>
審査会	<p>期 日 令和6年12月12日（木） 午後1時30分から</p> <p>場 所 秩父市歴史文化伝承館5階第1会議室</p> <p>※詳細は、別途通知します。</p> <p>※選定・結果通知は令和6年12月下旬を予定しています。</p> <p>※経営管理実施権配分計画の作成・公告は、令和6年1月頃を予定しています。</p>

4 提出書類

次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本1部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

○企画提案書(様式第17号)

- 添付書類 ① 企画提案書の見積書に関する根拠資料
② 作業道や土場の位置等を示した図面
③ 森林経営管理法第36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

5 その他

- 経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。
- 企画提案書(様式第17号)作成にあたっては、別添「秩父市経営管理権集積計画 R6 吉田久長【森林簿抜粋】」に記載のある林小班をもとに作成してください。
- 経営管理権集積計画別添2「木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法」の考え方

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	考え方
<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) (略)</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法) (略)</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。</p>	<p>「見積額」とは、企画提案書見積書様式「1. 実施する経営管理等の見積もり」中「<費用>」の「各1m³」</p>

<p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。</p> <p>○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。</p> <p>○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増減が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積額の基づいて経費を算定することができる。</p> <p>(4. 留意事項) (略)</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合> (略)</p>	<p>単価」を示す。</p> <p>企画提案書見積様式の搬出材積と実際の搬出材積を比較し増減がある場合等は、企画提案書見積様式の1 m³単価に実際の搬出材積を乗じて算出する。</p> <p>「当初見積額」とは、企画提案書見積書様式「1. 実施する経営管理等の見積もり」中「<費用>」の「各1 m³単価」を示す。</p>
---	---